

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」開催のご案内

建設現場において安全管理の責任を負うのは現場に従事するすべての事業者になります。その事業者に代わり現場で安全管理の中心的役割を担う「職長」に対し、労働安全衛生法第 60 条では「一定の教育(職長教育)」を実施することを事業者に義務づけています。

また、同法 19 条の 2 では、事業者は職長等に対し「従事する業務に関する能力の向上を図るための教育など(能力向上教育)」を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない」とされており、「安全衛生教育推進要綱(平成 3 年 1 月 21 日基発第 39 号)」においても「事業者は職長等に対し概ね 5 年ごとに能力向上教育に準じた教育を実施するべき」とされています。

さらに、平成 29 年 2 月 20 日には厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(基発第 0220 第 4 号)」の通達が発出され、具体的なカリキュラム等が示されました。

安全管理のキーマンである「職長」には、今まで以上に「能力の維持・向上」が求められることから、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を下記の日程で開催いたします。

この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。

カリキュラム (5 時間 40 分)

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120 分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60 分
危険性又は有害性等の調査に関すること	30 分
グループ演習	130 分

■ 講習日時 令和 8 年 10 月 9 日(金) 9:00~16:30 ※講習修了後、修了手帳を発行いたします

■ 受講資格 「職長・安全衛生責任者教育」を修了し、概ね 5 年経過した方(当社以外で修了された方も受講可能)

■ 会場 大阪長堀貸会議室 6 階 B 大阪市中央区南船場 1-11-9 (長堀安田ビル内)

■ 受講料 12,320 円(税抜価格 11,200 円)【テキスト代込】

【問合先】労働調査会 関西支社 担当: 成田 大阪市西区阿波座 2-2-18 Tel 06-6541-3045

申込は必要事項を記入の上、下記 FAX 番号までご送信ください。後日、受講票・振込用紙等をご送付いたします。締切り後のキャンセルについては、事務手続の都合上、受講料は返還出来ませんのでご了承ください。

受講申込専用 FAX 06-6536-6219

令和 8 年 月 日

受講者氏名	生年月日	「職長・安全衛生責任者教育」修了日
(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日
(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日
(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日

事業所住所	〒		
事業所名			
申込担当者			
T E L		F A X	
E-Mail			